　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業適応計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．事業適応計画の目標の達成状況

⑴　事業適応計画に係る事業の目標の達成状況

⑵　生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況

⑶　財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況

２．実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

３．その他

（備考）

１．申請者が個人事業主の場合には名称及び法人番号の記載は不要とする。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業適応計画の目標の達成状況

⑴　事業適応計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。

⑵　生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

⑶　財務内容の健全性の向上を示す目標の達成状況（認定事業適応計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

２．実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、別表１により計画と実績を対比させて記載する。なお、需要開拓商品生産設備の導入を伴うエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者は、別表２により、需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績を記載すること。

⑴　指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。

⑵　租税特別措置法に基づく課税の特例措置の適用を受けた場合において、第51条第１項から第３項までの規定に基づき、第48条第１項の規定による報告に併せて課税の特例に関する報告をするときは、その内容を記載する。

　なお、第51条第２項又は第３項の規定に基づき報告をする場合において、準備金方式による特別償却を行ったときは、特別償却準備金を積立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載すること。また、特別償却不足額がある場合において当該特別償却不足額の範囲内で普通償却限度額を超えて償却する額を損金に算入したときはその額を、又は準備金方式による特別償却を行った際にその積立額が特別償却限度額に満たない場合において当該特別償却限度額と積立額の差額の範囲内で特別償却準備金を積み立てたときは特別償却準備金を積立てた旨及びその積立額（損金に算入した額）を記載する。

３．その他特筆すべき事項を記載する。

別表１

実施した事業適応計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区　分	計　　画	実　　績
実施内容等		

別表２

需要開拓商品生産設備による需要開拓商品の生産及び販売実績

年度	需要開拓商品の名称	生産数量	出荷数量	主な出荷先

（注）

１．「需要開拓商品の名称」は、エネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品に関する省令に規定する商品の中から選択して記載すること。

２．需要開拓商品の生産数量及び出荷数量の単位は、それぞれ以下のとおりとする。

・化合物パワー半導体素子：個、半導体基板：平方インチ

・電子電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー

・定置用リチウムイオン蓄電池：キロワットアワー

・燃料電池：キロワット

・ナセル：基、発電機：台、増速機：台、軸受：個、タワー：基、基礎：基

様式第四十八を次のように改める。

様式第四十八（第48条関係）

年度における認定事業再編計画の実施状況報告書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所

名　　称

代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた事業再編計画の　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１．事業再編計画の目標の達成状況

２．実施した事業再編計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

３．事業再編計画に伴う労務に関する事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。